

令和8年度 E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金交付要領

愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という。）の交付する E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号）及び令和 8 年度 E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

1 目的

欧州リゾート地で主体となっている E-マウンテンバイクの取組みを全県下に波及させ、多様なサイクリング環境の形成や国内外からの更なるサイクリング観光需要を喚起するため、県内地方公共団体（市町）及び県内に本社又は事業所を有する事業者等を対象に、E-マウンテンバイク導入及び活用に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 事業内容

(1) 補助対象事業者

- ア 原則、県内で E-マウンテンバイクを用いたツアー造成、イベント開催等を行っている、又は予定している以下の者とする。
 - (ア) 県内市町（観光協会等の外郭団体、関係団体を含む）
 - (イ) 県内に本社又は事業所を有する法人
- イ 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としない。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可を受けた者
 - (ウ) 県税に未納がある者

(2) 対象経費・補助率

E-マウンテンバイクの導入及び活用を行う以下の経費が対象。

補助率は以下の対象経費の 2 分の 1 以内とし、補助上限額は、1 市町、事業者あたり 2, 0 0 0 千円以内とする。

経費の内容	①E-マウンテンバイク購入経費（防犯登録費用、付属品、TS マーク付帯保険加入費等を含む） ※ 1 台あたりの補助上限額：2 0 0 千円／台
	②以下の要件をすべて満たす、E-マウンテンバイクを活用したイベント経費 ア 広く一般に開かれたイベントであり、主に県内で実施されるイベントであること。 イ E-マウンテンバイクでの走行が可能なコース、クラスがあるイベントであること。

(3) 補助対象車両

以下の要件をすべて満たすものとする。

- ア 国家公安委員会（警察庁）において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品等、道路交通法の基準に適合したものとする。
- イ TS マーク付帯保険または、自転車損害賠償保険に加入するものとする。
- ウ 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）第 12 条第 3 項」に基づき、愛媛県公安委員会より実施団体として指定を受けた、(公社)愛媛県防犯協会連合会、愛媛県自転車商協同組合が防犯登録業務を委託する、自転車販売店で防犯登録を行うものとする。
- エ 自転車納品日が交付決定日から令和 9 年 2 月 26 日までの車両であること。

(4) 事業期間

補助事業の事業期間は、交付決定後から令和9年2月26日までに完了することとし、遅くとも令和9年3月10日までに要綱第8条の実績報告を実施するものとする。

補助対象事業が令和9年2月26日までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに協会へ相談し、その判断に従うこと。

(5) 国等補助との併用

国補助及びその他の補助（国等補助）との併用を可能としており、補助金交付申請書の収支予算書及び実績報告書の収支決算書においてその旨明記すること。

※協会補助と国等補助の総額が、経費の額を超えることは不可。

3 申請書の受付期間

令和8年6月23日（火）から令和8年8月14日（金）17:00まで（必着）

※予算に残額が生じた場合、以降の期間で随時募集予定

4 交付申請書類の提出

(1) 問い合わせ・提出先

ア 県内市町

愛媛県自転車新文化推進協会（事務局：愛媛県自転車新文化推進課）に郵送又は持参にて提出すること。

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

TEL 089-912-2234 FAX 089-912-2256

MAIL jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

イ 県内に本社又は事業所を有する法人

所在地を管轄する別表の市町自転車施策関係部署宛に郵送又は持参にて提出すること。

(2) 提出書類

令和8年度E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）及びその関係書類

別表

市町名	担当部署	住所	電話番号
松山市	都市・交通計画課	〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2	089-948-6836
今治市	サイクルシティ推進課	〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1	0898-36-1547
宇和島市	商工観光課 観光係	〒798-8601 宇和島市曙町1番地	0895-49-7023
八幡浜市	商工観光課	〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号	0894-22-3101
新居浜市	総合政策課	〒792-0025 新居浜市一宮町1丁目5-1	0897-65-1210
西条市	観光振興課	〒793-8601 西条市明屋敷164番地	0897-52-1690
大洲市	商工観光課	〒795-8601 大洲市大洲690番地の1	0893-24-1717
伊予市	商工観光課	〒799-3113 伊予市米湊820番地	089-982-1120
四国中央市	公共交通課	〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号	0896-28-6138
西予市	経済振興課	〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	0894-62-6408
東温市	地域活力創出課	〒791-0292 東温市見奈良530番地1	089-964-4414
上島町	観光戦略課 サイクルツーリズム係	〒794-2506 越智郡上島町弓削下弓削1037-2	0897-77-2252
久万高原町	まちづくり戦略課 観光振興係	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万212	0892-21-1116
松前町	財政課	〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地	089-985-4103
砥部町	商工観光課	〒791-2195 伊予郡砥部町宮内1392番地	089-962-7288
内子町	町並・地域振興課	〒791-3392 喜多郡内子町内子1515番地	0893-44-2118
伊方町	観光商工課 観光商工係	〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	0894-38-2657
松野町	ふるさと創生課	〒798-2192 北宇和郡松野町大字松丸343番地	0895-42-1116
鬼北町	企画振興課 地域活力創出係	〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	0895-45-1111
愛南町	商工観光課	〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	0895-72-7315